

外国政府職員等の期間を組合員期間に算入しないことの申立書

恩給関係	証書記号番号	共済関係	証書の記号番号
	証書の日付		証書の日付
	退職(死亡)当時の官職名		更新組合員の死亡更新組合員であつた者の退職官職氏名
<p>昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和46年法律第82号)附則第5条第1項の規定により、外国政府職員・外国特殊法人職員・外国特殊機関職員として在職した期間を組合員期間に算入しないことを希望しますので、申し出ます。</p> <p>昭和46年 月 日</p> <p style="text-align: right;">更新組合員であつた者との身分関係</p> <p style="text-align: right;">申出者住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">股</p>			

- 1 「恩給関係」欄には、恩給法の扶助料又は退職年金条例の扶助料を記入して下さい。ただし、現に年金の決定請求を提出している人は、「証書の日付」欄にその旨を記入して下さい。
- 2 「共済関係」欄には、遺族年金を決定されていない人は、記入を必要としません。ただし、現に年金の決定請求を提出している人は、「証書の日付」欄にその旨を記入して下さい。備考 用紙の大きさは日本工業規格B5とする。